

エンディングノートと遺言の違い

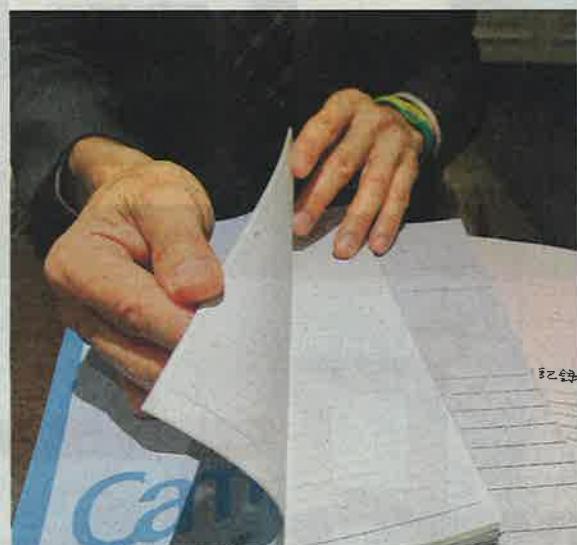
	エンディングノート	遺言
形式	自由	法定あり
内容	自由	財産や相続のこと
法的効力	なし	あり
自筆証書遺言 なし。ノート代など	公正証書遺言 財産価値により 30万~50万円	
なし。 ノート代など		

エンディングノートの内容の例



＊ エンディングノート

人生の後半期について書き残すエンディングノート。将来、残された家族の負担やトラブルも減らせる。法律で手続きなどが定められた遺言と違い、自由な書式で手軽に始められるのが特長だ。書き方のポイントや注意点を知っておこう。



エンディングノートは市販のノートで
手軽に書き始められる

今の「遺志」 気軽に記録

千葉県の会社員、入沢充明さん(55)はエンディングノートを書き始めた。亡き父が残した薄いB5ノートに、葬儀の希望、死亡したときに知りたいほしい人の名簿、財産の記録などが書いてあり、助けられたからだ。「どこにどんなお金があるか、相続の希望も残してくれていたので、遺産トラブルもなかった」

父を見習い、数百円のノートを購入し、残された家族が困らないよう「葬儀やお墓のことから、保険や不動産などについて少しづつ書いておくつもりだ。「遺言と違って法的効力がないので、今の考えを気軽に、何度も書き直せる」。ノートの存在

は夫婦で共有し、保管場所も決めた。入沢さんは「加筆修正した日付を記入」をルール化し

た。父は2冊ノートを残して

いたが、日付がなかったので、どちらが最新版か分からずに困ったという。パソコンを使用したためだ。パソコンにはパスワードを設定しており、

万が一の際に、家族が見られない可能性も考慮した。

少子高齢化を背景に、終末期医療や介護など老後のお金にも計画性が必要だ。終活をサポートするNPO法人「らし・さ」(東京・中央)副理事長でファイナンシャルプランナーの山田静江さんは

「人生の後半期について書き残す身として、相続を巡るトラブルは避けたい。遺産相続に詳しい弁護士法人ALG&Associates(東京・新宿)の弁護士、谷川聖治さんは「相続争い防止には法的効力のある遺言が望ましいが、ハードルが高い。まずはエンディングノートに整理してみては」と話す。

法律上の遺言は費用もかかる。弁護士などが作成する公正証書遺言は、財産の価値によるが、弁護士費用や公証人の費用を合わせて30万~50万円が相場だ。エンディングノ

トの場合はせいぜいノートの値段程度。項目などが整理され、市販の書き込み式でも100~1500円前後だ。

「お金の終活は60歳になったら考えるべきだ」と指摘する。山田さんは、あくこれまでの人生を振り返る「ライフプランの書き出し」を勧める。自分史を俯瞰することで将来を考えるきっかけになり、エンディングの希望がはっきりしやすいという。

書く内容は自由だが、病歴や交友関係など「個人情報」、預貯金や生命保険など「財産の整理」、葬式の方法など「エンディングの希望」、家族やお世話になった人へのメッセージなどが考えられる。「今後は夫婦で共有し、保管場所も決めた。入沢さんは「加筆修正した日付を記入」をルール化した。父は2冊ノートを残して

いたが、日付がなかったので、どちらが最新版か分からずに困ったという。パソコンを使用したためだ。パソコンにはパスワードを設定しており、

万が一の際に、家族が見られない可能性も考慮した。

少子高齢化を背景に、終末期医療や介護など老後のお金にも計画性が必要だ。終活を

サポートするNPO法人「らし・さ」(東京・中央)副

理事長でファイナンシャル

プランナーの山田静江さんは

「人生の後半期について書き残す身として、相続を

を巡るトラブルは避けたい。

遺産相続に詳しい弁護士法人

ALG&Associates(東京・新宿)の弁護士、

谷川聖治さんは「相続争い防

止には法的効力のある遺言が

望ましいが、ハードルが高い。

まずはエンディングノートに

整理してみては」と話す。

法律上の遺言は費用もかかる。弁護士などが作成する公

正証書遺言は、財産の価値によ

るが、弁護士費用や公証人の

費用を合わせて30万~50万

円が相場だ。エンディングノ

あなたの家計の悩みをメ

ールでお寄せください。plu

s1@nex.nikkei.co.jp